

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成27年7月21日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 イオンスーパーセンター株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンスーパーセンター水沢桜屋敷店 奥州市水沢区字桜屋敷西28番地10
- (3) 変更した事項
  - ア 大規模小売店舗の所在地
  - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
  - ア 平成26年11月13日
  - イ 平成27年2月1日
- (5) 変更の理由
  - ア 所在地の表示地番の確定のため
  - イ 小売業者の代表者の変更のため

2 届出年月日 平成27年7月9日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所